〇学校法人東北学院監事監査規程

平成23年4月1日制定第3号

改正 平成 24 年 4 月 1 日 平成 29 年 11 月 1 日改正第 136 号 令和 2 年 3 月 18 日改正第 28 号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北学院寄附行為施行細則(以下「寄附行為施行細則」という。)第38条第2項に規定する監事監査について必要な事項を定め、学校法人東北学院(以下「本法人」という。)における監事監査の基準を明確にすることにより、監事による円滑かつ適切な職務の執行を目的とする。

(監事の職務及び権限)

- 第2条 監事は、学校法人東北学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)第7条第3項 第1号から第3号までの規定に基づき、本法人における業務の執行状況、財産の状況及 び理事の業務執行状況を監査するとともに、本法人の健全な経営と発展のために、さら には教育研究機能の向上を目指し、本法人の運営全般にわたる監査を行う。
- 2 監事は、寄附行為第7条第3項第4号の規定に基づき、本法人の業務若しくは財産の 状況又は理事の業務執行の状況について、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検 討及び協議を経た上で、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以 内に理事会及び評議員会に提出する。
- 3 監事は、寄附行為第7条第3項第5号の規定に基づき、監査の結果、本法人の業務若 しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する 重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文 部科学大臣に報告する。
- 4 監事は、寄附行為第7条第3項第6号の規定に基づき、前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。
- 5 寄附行為第7条第4項の規定に基づき、前項の請求があった日から5日以内に、その 請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員 会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会 を招集することができる。
- 6 監事は、寄附行為第7条第3項第7号の規定に基づき、理事会に出席し、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べる。ただし、議決には参加できない。
- 7 監事は、寄附行為第7条第5項の規定に基づき、理事が本法人の目的の範囲外の行為 その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあ

る場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、 当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 8 監事は、第6項に定める理事会のほか、常務理事会その他会議等に出席することができる。
- 9 監事は、職務執行に必要と認めるときは、次に掲げる文書類を閲覧することができる。
 - (1) 理事会その他の会議等の議事録等
 - (2) 稟議書等の学内公式文書及び重要な報告書等
 - (3) 通達書類及び各種通知文書
 - (4) 会計に関する帳簿及び関連書類
 - (5) その他職務執行に必要と認める書類
- 10 監事は、その職務執行のために必要と認める事項について、本法人の理事及び教職員に対し、説明又は書類の提出を求めることができる。

(監事の義務)

- **第3条** 監事は、理事とはその職責を異にする独立した役員であることを自覚し、本法人の関係者及び社会の負託と要請に応えなければならない。
- 2 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するように努めなければならない。
- 3 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。また、その職 を退いた後も同様とする。

(監事会)

- **第4条** 監事は、第2条に規定する職務を遂行するため、監事全員により構成する監事会 を設置する。
- 2 監事会の代表者は、監事の互選により選出する。
- 3 監事は、監事会において、以下の事項を決定する。
 - (1) 監査方針
 - (2) 監査計画
 - (3) 監査方法
 - (4) 監査業務分担
 - (5) 監査報告書の立案及び検討
 - (6) その他監査実施に当たり必要な事項
- 4 監事会は、適宜開催する。

(監査の項目)

- 第5条 監査は、法令、寄附行為、学内規程等に照らし、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 諸決定及び決定手続に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算計画の履行に関する事項
 - (3) 組織、制度及び規程に関する事項
 - (4) 理事の業務執行状況に関する事項

- (5) 財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (6) 事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する事項
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第6条 寄附行為施行細則第38条の規定に基づく監査は、定期監査と必要に応じて実施する随時監査の二種に区分する。

(監査計画の策定)

- 第7条 監事は、合議の上、毎事業年度初めに前条に定める定期監査の概要を記した監査 計画書を策定し、理事長に提出しなければならない。
- 2 監査計画を変更する場合又は随時監査を実施する場合には、速やかに理事長に通知しなければならない。

(他の監査との連携)

第8条 監事は、的確な監査を実施するため、独立監査人(公認会計士又は監査法人)及 び内部監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図るものとする。 (事務)

第9条 この規程に関する事務は、法人事務局庶務部庶務課において処理する。 (改廃手続)

第10条 この規程の改廃は、監事会の議を経て、理事会において行うものとする。

附則

この規程は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成24(2012)年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 1 日改正第 136 号)

この規程は、平成 29(2017)年 11 月 1 日から施行し、平成 29(2017)年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 18 日改正第 28 号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。